

令和5年度第2回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和5年8月17日

都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回朝霞市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年8月17日（木） 午後3時00分から午後5時25分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和5年度第2回

朝霞市都市計画審議会

令和5年8月17日(木)
午後3時00分から
午後5時25分まで
市役所別館5階 大会議室(奥)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題 (諮問事項)

議案第1号 朝霞市都市計画生産緑地地区の変更について(朝霞市決定)

議案第2号 朝霞市都市計画等の変更について(埼玉県決定)

4 その他(報告事項)

報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

報告事項第2号 朝霞市都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項第3号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について

報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について

報告事項第5号 朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について

報告事項第6号 官民連携まちなか再生推進事業について

報告事項第7号 ウォークブル施策の推進について

報告事項第8号 朝霞市マンション管理適正化推進計画(案)及び朝霞市空家等対策計画(案)の策定について

5 閉 会

出席委員(13人)(代理出席1人)

会 長

須 永 大 介

職 務 代 理 者

川 端 登

委 員

高 橋 隆

委 員

松 村 隆

委 員

大 橋 純

委 員

小 川 裕 嗣

委	員		佐々木(田村委員代理)
委	員		須田 義博
委	員		田原 亮
委	員		原田 公成
委	員		駒牧 容子
委	員		田辺 淳
委	員		岡田 一成
委	員		宮崎 葉瑠花

事務局（21人）

事	務	局	都市建設部長	山崎 明日香
事	務	局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野 康幸
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	村沢 敏美
事	務	局	みどり公園課長	大塚 繫忠
事	務	局	道路整備課長	深澤 朋和
事	務	局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高橋 俊朗
事	務	局	みどり公園課長補佐	松下 俊一
事	務	局	開発建築課専門員兼開発指導係長	中村 秀樹
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係長	濱野 孝雄
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係長	四方田 洋子
事	務	局	まちづくり推進課交通政策係長	金井 哲也
事	務	局	みどり公園課みどり公園係長	高橋 大輔
事	務	局	道路整備課用地係長	宮地 和歌
事	務	局	道路整備課道路施設係長	鈴木 正樹
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主査	西村 憲司
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係主査	野島 陽太
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主任	村岡 拓
事	務	局	道路整備課道路管理係主任	根古谷 哲
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主事	菊地理 浩
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主事	米満 智志
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主事	伊藤 勇世

会議資料

- ・ 令和5年度第2回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・ 傍聴要領
- ・ 委員名簿
- ・ 議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(朝霞市決定)
- ・ 議案第2号 朝霞都市計画の変更について(埼玉県決定)
- ・ 報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について
- ・ 報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(経過報告)
- ・ 報告事項第3号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について
- ・ 報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について
- ・ 報告事項第5号 朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について
- ・ 報告事項第6号 官民連携まちなか再生推進事業について
- ・ 報告事項第7号 ウォークブル施策の推進について
- ・ 報告事項第8号 朝霞市マンション管理適正化推進計画(案)及び朝霞市空家等対策計画(案)の策定について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議録作成のため、発言の際にマイクを使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会の出席委員でございますが、総数14人中12人でございますので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、朝霞警察署交通課長の佐々木委員におかれましては、本日所用のため、欠席の御連絡を事前に頂いております。田村様に代理出席をいただいておりますので、御報告させていただきます。

また、田辺委員につきましては、遅れて出席されるとの連絡を頂きましたので、よろしくお願いいたします。

代理出席者の方につきましては、審議会の定足数に含めないこと、議決権を付与しないこと、謝金及び旅費を支給しないこととして、その運用を要綱で定めておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

また、傍聴者につきましては、事前に会長に許可をいただいた上、入室していただいております。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長の山崎から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。

都市建設部長の山崎でございます。

本日は、お忙しい中、また大変暑い中、都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会ですが、議題が2件、報告事項が8件ございます。

議案第1号は、生産緑地地区の12地区の変更について御審議をいただくものです。

議案第2号は、都市計画道路3・2・10号志木和光線のJR武蔵野線との交差構造の変更及び

一部区域を追加するものでございます。

報告事項は、次第のとおり第1号から第8号まで御報告をいたします。

議案及び報告事項が多く、長丁場になりますが、本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

この審議会は、原則公開の立場をとっております。希望者がいた場合には入室していただきますので、よろしくお願ひいたします。

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされております。

つきましては、審議会の進行を須永会長にお願いしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○須永会長

改めまして、皆さんこんにちは。暑い中ありがとうございます。

では、これより審議の方を進めてまいりたいと思ひます。審議に先立ち、本日の会議資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会の次第。こちら、報告事項8号を追加しましたので、本日、机上配付したものに差し替えの方をお願いいたします。

続きまして、議案資料といたしまして、議案第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」。続きまして、議案第2号「朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）」。

こちらが、議案二つになります。

続きまして、報告事項第1号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」。続きまして、報告事項第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」。こちら、「経過報告」と書いてございます。続きまして、報告事項第3号「国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」、報告事項第4号「内間木公園拡張整備等基本構想の策定について」、報告事項第5号「朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について」、報告事項第6号「官民連携まちなか再生推進事業について」、報告事項第7号「ウォークアブル施策の推進について」。

また、本日お手元にお配りしました資料としましては、傍聴要領が1枚、委員名簿が1枚、議案第1号の追加資料が1枚。ホチキス留めになっているものです。続きまして、議案第2号、こちら

も追加資料となります。報告事項第3号にも関連する資料となりますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、報告事項第8号「朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）及び朝霞市空家等対策計画（案）の策定について」。こちら、丸々追加資料となります。

資料は、おそろいでしょうか。

確認は、以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

◎3 議題（諮問事項）

議題第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○須永会長

本日、諮問されました議案は、議案第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」。議案第2号「朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）」でございます。

それではまず、議案第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

伊藤主事、お願いいたします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議案第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」概要を説明いたします。

本議案は、これまでの都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました、生産緑地地区の買取申出及び行為通知による変更に関するものです。

お配りしている資料は、議案資料として、都市計画変更図書が1ページから8ページ。その補足として、9ページから22ページまでが参考資料となっております。

また、当日配付資料として、今回の変更案の中で既に開発行為の申請があった場所の概要、今回は2件ありました。また、各生産緑地の報告日を一覧にしたものを御用意しております。

まず、議案資料から御説明いたします。

これらは、都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

議案資料の1ページを御覧ください。

こちらは計画書で、今回の対象は、面積や区域の変更が6地区、廃止が6地区の計12地区でございます。

2ページを御覧ください。

こちらは理由書になります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としては、32号、109号は公共施設設置のため、その他は、買取申出による行為制限が解除されたためでございます。

3ページは、総括図となります。

4ページから8ページは計画図となり、いずれも変更後の図面となります。詳細な位置等については、参考資料として詳細図を付けてございます。

では、参考資料の9ページを御覧ください。

3ページの総括図に、今回変更する生産緑地地区の位置を青枠でお示ししております。

10ページを御覧ください。

こちらは、今回の変更を予定している箇所の一覧でございます。12地区の変更前後の面積を比較すると、1万7,044.48平方メートルの減少となります。変更後の市内全体の地区数は、変更前の221地区から6地区減少し、215地区となり、面積は約65.98ヘクタールから約1.7ヘクタール減少し、約64.28ヘクタールとなります。

次に、11ページを御覧ください。

ここから21ページまでは、各地区の概要を示しております。概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、黄色で塗り潰した区域が、今回削除する部分、緑色で塗り潰した区域が、市が買取りを希望した部分でございます。

また、事前に資料をお送りしていることを踏まえまして、今回は特に説明を加えたい5地区について説明いたします。

そのまま、11ページを御覧ください。

宮戸4丁目の第12号生産緑地地区の概要でございます。指定30年が経過し、特定生産緑地指定の意向がなかったため、令和4年12月26日に市に買取申出があり、これに対し、市では公共施設等用地として一部緑色で塗り潰した部分の買取りを希望し、その他の区域については、買取りをしない旨を地権者に通知いたしました。

買い取る理由といたしましては、北側は道路基本整備計画の優先整備路線となっている市道2002号線に接道するため、また、南側、市道2136号線は、第三小学校の通学路となっていることから買い取ることとし、既に関済済みでございます。

現在は、市道2136号線側の砂利舗装が終わり、北側、市道2002号線側も今月中に砂利舗装を行う予定となっております。

また、市で買取りなかった区域について、農業委員会に、農業従事者へ生産緑地地区買取りの

あつせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨の回答がありました。

このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、同地区の生産緑地がほかにないことから地区を廃止するものでございます。

次に12ページを御覧ください。

三原2丁目の第32号生産緑地地区の概要でございます。

こちらについては、開発行為に伴い市が築造される通り抜けの開発道路の帰属を受けることから、生産緑地地区内の行為通知書を令和4年8月2日付けで受け付けました。黄色で塗り潰した区域の約6割が、行為通知部分であり、約89平方メートルとなります。

また、行為通知による解除後、残地部分が約58平方メートルとなり、残存する赤枠の区域と一団とみなす面積要件である100平方メートルを下回るため、併せて解除となります。道連れ解除となる地権者については、説明し、了承を得ております。

現在は、開発の完了検査が済み、写真のとおり解除部分を含む道路が整備され、本年度中に市道認定する予定となっております。

次に、14ページを御覧ください。

52号、55号、生産緑地地区の概要でございます。

初めに資料に1か所誤りがあるため、訂正をお願いいたします。概要図に記載されている第52号生産緑地地区の廃止前面積が約0.17ヘクタールとなっておりますが、正しくは、約0.15ヘクタールです。申し訳ございませんでした。

この2地区は、農業の主たる従事者が同じであり、その主たる農業従事者の死亡に伴い、令和4年11月25日に市に買取申出があり、これに対し市は買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

なお、買い取らないこととした理由といたしましては、西久保公園の誘致距離内であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らないことといたしました。

令和5年1月27日付けで、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあつせんを依頼しましたが、買取りの希望がない旨の回答がありました。

このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、同地区の生産緑地がほかにないことから、地区を廃止するものでございます。

また、第55号生産緑地地区につきましては、行為制限解除後に開発の申請があり、当日配付資料にありますとおり、コンビニエンスストアが建つ予定となっております。

次に、19ページを御覧ください。

膝折町2丁目の第109号生産緑地地区の概要でございます。

こちらは、道路整備課で黄色で塗り潰した区域を買収し、歩道築造工事を行うことから、行為通知書が令和4年9月21日付けで提出されました。現在は、工事が終了し、歩道が整備されております。

以上で、議案第1号朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終了いたします。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

議案の説明が終了しましたので、これより審議に入りたいと思います。

何か御意見、御質問などはございますでしょうか。

特によろしいですか。

御意見などがなければ、これをもちまして質疑を終結したいと思います。

では、これより議案について採決をいたします。

「議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

ありがとうございました。

全会一致で異議なしとなりました。よって、議案第1号について原案のとおり決しました。

以上で、「議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の審議は終了といたします。

◎3 議題（諮問事項）議案第2号 朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）

○須永会長

続きまして、議案第2号「朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）」でございます。

こちらにつきましても、事務局からの説明をお願いいたします。

濱野係長、お願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、議案第2号朝霞都市計画等の変更について御説明いたします。

議案第2号は、埼玉県に権限がある都市計画について、都市計画法第18条第1項に基づき、朝霞市に意見照会があったことから、市として埼玉県に回答するに当たり、本審議会に諮問させていただき、賛否や御意見を伺うものです。

具体的な路線については、朝霞都市計画道路3・2・10号志木和光線となります。

資料の、A3のカラーの地図を御覧いただけますでしょうか。

今回変更する箇所は、JR武蔵野線との交差箇所であり、JR武蔵野線との交差構造の変更及び一部区域を追加するものでございます。

まず、交差構造につきまして御説明いたします。

本日、追加配付させていただきました資料を御覧いただけますでしょうか。

こちらを1枚めくっていただいて「交差構造の変更」、それから「一部区域の追加」と書いてある資料をお手元に御用意ください。

現在の計画では、J R武蔵野線の上を志木和光線が通過する計画とされておりますが、埼玉県で道路構造について詳細に検討した結果、J R武蔵野線の橋脚の間を道路として活用することで、車両の通行性や歩行者の利便性の向上を図るため、J R武蔵野線の高架下を通過する構造へと変更するものでございます。

次に、一部区域の追加についてでございます。西側の歩道の一部につきまして、J R武蔵野線の橋脚をう回する形状とするため、区域の一部を追加することといたしました。こちらは、もともとの形状ですと橋脚に歩道部がぶつかってしまうということもございまして、う回する形をとるために、区域の追加となっております。

計画の変更につきまして、令和5年6月20日から7月4日まで、こちらの案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。

埼玉県から説明を受けております議案第2号に関する説明は、以上でございます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

議案の説明が終了しましたので、これより審議に入りたいと思います。

本件につきまして、何か御意見、御質問などはございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

遅れて参りまして申し訳ありません。

今までは武蔵野線の上部を通過するというものであったものが、武蔵野線をそのまま下をくぐるということで、この場合は下を掘り下げるのかどうかを知りたいですけれども。車道部分も歩道部分も含めてですけれども。今のグラウンド、GLから下に下げないと、どれぐらいの高さの車が通るか分かりませんが、武蔵野線の橋脚との関係で、武蔵野線との高さをどういうふうに変更されているのかを教えてくださいたいのですが。

○須永会長

お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

歩道部につきましては、現行の地表面を通過する計画となっております。それに対

して、車道部につきましては、委員がおっしゃるとおり車が通りますので、安全な間隔を確保するために、路面の高さを地表面より少し下げる計画となっていると伺っております。具体的にどれくらい下げるとか、そういったものはちょっと手元にはないですけれども、そのように伺っております。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

そもそもこの地域は湛水、水が溜まりやすい地域だと思いますけれども、そういうことも含めて車道部分を下げるということで、交通の問題でいうと、ここが渋滞するなり、場合によってはストップ、遮断するということが出てくるのではないかと思いますけど、そういった検討なりその部分に関して何か県の説明はされているのですか。

○須永会長

事務局、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

詳細設計は、まだこれからというふうに伺っていますけれども、武蔵野線の付近につきましては、当然全体が浸水想定区域というところもありますが、止水壁を設置するという形で伺っていると、排水につきましても、当然付近が浸水想定区域ということ踏まえまして、国道254号に降った雨水等につきましては、何らかの排水対策が必要だろうというところで、道路の詳細設計とは別に排水の方の設計についても、今、取り組んでいただいているというようなところでございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

いずれにしても、そんなすぐにできるとは到底思えないのですが、今後の見通しを教えていただきたいのは、志木市の開通記念という形でやられているみたいですが、もう大分、志木側はできたということになってくると、実際は朝霞の部分ということになりますので、それに対する今の状況を教えていただいて、見通しも併せてお願いします。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

先日、今日の資料の方でもお配りしましたように、報告事項3号のところ、一部供用開始という資料も付けさせていただいております。田辺委員がおっしゃったとおり、残りが志木の一部と朝霞の区間と、あと、延伸した外環より先の和光部分もありますので、そういった部分も踏まえていつまでということにつきましては、今後出てくるのだろうというふうに思っております。

なぜかというのは、志木までは開通を一部しましたので、残っている期間は朝霞の区間と和光の区間だろうということが分かることですので、今後、埼玉県の方でどういった形になるのか分かりませんが、そういったお話が出てくるのではないかとというふうに今のところは思っているところでございます。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

和光の部分は、後から取って付けたものなので、それはもう全く先の話になると思うので。朝霞の今回のクリーンセンターのところまでの事業に関しては、もうずっと前からの計画ですから、今、どんな状況かをもう少し具体的に教えてください。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

朝霞の区間の用地取得率につきましては、あくまで面積ベースにはなりますが、約92%の用地の方は取得が終わっておりますので、引き続き、全ての用地の方に今、努めていただいているところでございます。

現時点では、先ほど申したとおり、朝霞区間につきましては、道路の予備設計に入っていて、併せて排水の方の設計もしていただいているところでございますので、そういった中で、朝霞市との協議も進めているところでございます。

予定につきましては、予備設計が終わりましたら詳細設計に入って工事の方に着手するというような流れになると考えておりますが、まだ何年度に詳細設計を、どこから工事を着手するか、そこまでの状況についてはお伺いしていない。現時点では、予備設計をやっていただいて、その中で市と連携しながら協議を行っているというような状況でございます。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

92%とおっしゃいますけれども、実際この8%は、面積的にはそうかもしれませんが、かなり難しい場所があるだろうし、あとは、もともと新河岸川の三日月湖というか、かなりくぼ地

がいっぱいあった地域ですから、そういう意味でも、工事自体もなかなか難航するのではないかなというふうに思いますけれども。今までの河川工事と比べて、この地域がやはり最後まで残ってしまっているということは、結局は、朝霞の地域の問題になりますから、もう少しめどとしていつ頃までに何がということが出せないと、もうまずい時期ではないかと思っておりますけれども。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そういったことにつきましては市の方も考えておまして、なるべく早い段階で工程などを示していただきたいということは埼玉県の方に要望しているところでございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

すみません。産廃業者が、もともとの地域にかなりあったので、それに絡んでまだ買収が済んでいないというところで、例えば産廃業者絡みの何か移転だとか移転先だとかそういうことも含めて、難航しているものを具体的に市として交渉している部分として、何かそういうものがあるのかどうか。それは、県がやっていることで市は余り確認していないということなのか。その点をお願いします。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

買収については、市は直接関わっておりません。委員の御指摘も踏まえまして、8%がどういう状況で、今、用地が買っていないのかどうかにつきましては、今後、担当の方に確認してみたいというふうに思います。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今回は、都市計画の変更ということで、一部の歩道部分が武蔵野線の橋脚にぶつかって真っすぐには路線が敷けないということで、その部分がちょっと出ますよという、それだけの変更で出しているわけですが、その部分でじゃあOKですよという、この場所ではそういう話になるかもしれないけれども、それで済む話なのかなという。

果たして、平面で交差しますよと、武蔵野線はそのまま、平面といってもちょっと下を掘り下げて交差しますよということにした上で、実際に掘り下げられるのかなど。もともと掘り下げて何が出てくるか分からない地域なので、産業廃棄物でもともとこの地域はいろいろなものが出てきて、PCBだとかいろいろなものがいまだに解決してないところもあるような状況ですから。掘り下げるといのは、逆にそういうリスクも背負うので、まだ掘り下げた場合の地質の調査もまだしていませんので、多分。

だから、今日は議案なので、その議案に対して我々は判断をしなければいけないわけですが、その判断というときに、果たして、下をくぐるということになると、ちょっと掘り下げざるを得ないと。ちょっとかどうか分かりませんが、何メートルか聞いていませんけれども、掘り下げるとなると水が当然出てきて溜まると、あるいは、それだけでなく、かつて産業廃棄物が捨てられた地域で何が出てくるか分からないという地域だというリスクもあるので、その点に関して大丈夫ですかと確認をさせていただいた上で、私は採決に臨みたいですが。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

日本の土木技術でございますので、基本的には難工事になるかもしれませんが、道路を作ることは、基本的に私は可能ではないかというふうに考えております。いずれにしても、今回は都市計画の変更でございますので、今後、例えば委員のおっしゃっているような大きな懸念がもしあった場合に、工事ができないということが最悪あり得るかもしれませんが、そういったときに、また都市計画の変更ということはないことはないと言えませんが、現段階ではオーバーで行くよりも経費もすごく安く済みますし、工事期間も比較的安価で済むということで、埼玉県の方も判断されたと考えておりますので、今回は、こういった形で都市計画の変更をお願いしているところでございます。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほかの御意見、ございますか。

先に、須田委員からお願いします。

○須田委員

確認しておきたいのですが、橋脚部の補強は、この県から出ている参考資料のオレンジの部分だけにしたいのですか。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

こちらの資料につきましては、特に補強するというのではなくて、追加する区間を示させていただいている資料になります。橋脚の部分について、こういった形で補強するとかそういった話は、埼玉県の方からは特段伺ってはおりません。

○須永会長

須田委員、お願いします。

○須田委員

そうすると、現時点では、橋脚を補強するとかそういった話が来ていないということですよ。恐らく、ここを車が通るとなると、橋脚の補強が必要になってくるのかなと思うのですが、その辺はできれば確認してもらいたかったなというのはあるのですが、今のところないということによろしいのでしょうか。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

埼玉県からは、今、予備設計をやっているというところがございますので、予備設計を終えて詳細設計に移る際に、そういったものが多分出てくるのではないかというふうに考えております。

○須永会長

よろしいでしょうか。

では、田原委員お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。

この計画の部分に関しては、もう別にこれを進めるしかないなと思っているので、賛成なのですが、ちょっと参考までに教えていただきたいのですが、このバイパスの赤い位置図について、これが完成した後の道路の接続のところをちょっと聞きたいのですが、今のところは、新盛橋の方から新盛橋に向かう部分以外はないのかなと思うのですが、特に何かそういうふうな予定があるとか、市の方でこういうふうなものがあったらいいとか、何か話題になっていることがあれば、教えていただきたいなと思います。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

市といたしますと、今、内間木公園の拡張整備等の検討を行っておりまして、その建付け事自体が国道254号の交通の至便性とか利便性を考慮して、地域の活性化だけではなく、市の内外から人を呼べるような施設を検討してございますので、そういった市内外から人を呼ぶ場合に、どう公園にアクセスするかというのが非常に重要なものと認識しておりますので、今、埼玉県の方にその部分に交差点の方を作っていただきたいという要望の方は、行っているというようなところでございます。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

あと、先ほど新盛橋、県道を行ったところの交差点、あと、今の宇野審議監のお話。もう一つ、資料で計画図A3判にございます、分かりやすいのが左側の変更前というところの計画図の3・2・10号志木和光線、四車線と書いてある線というところに、ちょっとくぼみがぼつんとあると思うのですが、そこと左側のぼつんというくぼみが両側にあると思うんですが、こちらが254号と接続する都市計画の区域となっておりますので、こちらにも何かしらの接続部ができるということになります。分かる範囲ですが。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。

この辺の地域の活性化という視点は、とても大歓迎なんですけれども、この地域は、先ほど田辺委員からもありましたけれども、冠水が非常にすごい地域で、下内間木から上内間木に向かって、上内間木の方が非常に水はけが良くないなというのを、この間の6月の大雨のときにも実感しています。

今の御指摘の場所をもう少し左に行くと、赤野毛の排水機場があつて、ここら辺をうまく使いながら、もう少し上内間木の新しい道路を作るのであれば、水の通りも少し考えながらやっていくことが考えられないかなということで、あちこちでちょっと御意見を頂いたりもしていますので、別の場所でもやりますけれども、そういった視点も含めて、市の方でも考えていただけると有り難いと思います。要望で終わります。

○須永会長

ありがとうございました。

ほかに、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

では、御意見などなければ、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

「議案第2号 朝霞都市計画等の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

ありがとうございます。

全会一致で、異議なしとなりました。よって、議案第2号について原案のとおり決しました。

以上で、「議案第2号 朝霞都市計画等の変更について」は、終了いたしました。

◎4 その他（報告事項）報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について（経過報告）

○須永会長

続きまして、次第の4番目、その他報告事項として、8件の報告事項がございます。

それでは最初に、事務局から「報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」の説明をお願いいたします。

村岡主任、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

それでは、「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、御報告させていただきます。

まず、資料をお開きいただきまして、「1. 検討方法について」、御報告させていただきます。

令和5年第2回市議会定例会におきまして、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例を廃止する条例が可決されたため、都市計画マスタープランにつきましては、主に都市計画審議会と庁内検討委員会で審議しながら策定を進めさせていただきたいと考えております。

次に「2. 今後の予定」ですが、今年度9月上旬頃から10月にかけて、プロポーザル方式により計画策定支援業務委託事業者を決定し、広報等により10月頃から臨時委員を募集したいと考えております。なお、臨時委員につきましては、現在のところ、前回のマスタープランの地域区分に準じ、新河岸川、黒目川、東武東上線を境にした内間木地域、北部地域、東部地域、西部地域、南部地域の5地域の方を選出する予定となっております。

庁内検討委員会では、現行計画の振り返り、現況把握、課題の整理を行い、都市計画審議会では、経過報告に対する御報告をいただきます。加えて、18歳以上の方を対象とした市民意識調査及び13歳から18歳未満の方を対象にした青少年アンケートを総合計画と併せて実施することなどを検討しております。

令和6年度には、庁内検討委員会で全体構想の検討、地域別構想の検討を行い、都市計画審議会

では、経過報告に対する御意見を頂きます。市民参画は、住民説明会やワークショップ等、効果的な手法を検討しながら実施する予定でございます。

令和7年度には、庁内検討委員会で推進方策の検討、素案作成を行い都市計画審議会において御意見を頂きます。また、諮問に対する答申をしていただく予定です。市民参画といたしましては、市民説明会や素案に対するパブリックコメントを予定しております。素案の公表、議会報告等を経まして、都市計画マスタープランを公表します。

最後になりますが、計画の策定に当たっては、策定中の総合計画と連携を図ってまいります。また、詳細なスケジュールや市民参画の手法につきましては、計画策定支援事業者からの提案を踏まえまして、より効果的になるように検討し、改めて都市計画審議会にお示しする予定です。

説明は、以上です。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、この場で聴いておきたいことなどがあれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

「総合計画と綿密に連携を図ります。」となっておりますけれども、総合計画もコンサルタントの契約が結ばれていると思いますけれども、総合計画との連携といったときに、ここでは具体的に何が、例えば今年度でいうと、特に最初は肝心ではないかと思っておりますけれども、今年度で想定されるものという、どういうことがあるのかお伺いしておきたい。

○須永会長

村岡主任、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

今年度につきましては、市民意識調査、青少年アンケート、小中高生のアンケートを総合計画と連携して推進してまいりたいと考えております。

○須永会長

田辺委員。

○田辺委員

結局、屋上屋というか、総合計画の中に都市計画マスタープランに関連する部分があったり、都市計画マスタープランの中に総合計画とつながる部分が当然あると思うんですね。そこら辺の住み分けなり役割分担なり、何かそういうことに関しては調整しておく必要はないんですか。庁内での

何か検討というのは、総合計画と都市計画マスタープランで庁内検討の何か、今、議論がされているのかどうかも併せてお伺いしたいと思います。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

総合計画策定委員会につきましては、各部の部長職が全部参画するという形になっていまして、もちろんその中で都市計画マスタープランにつきましても、庁内検討委員会については、総合計画とそんなに多くは変わらないメンバーがそろう形になりますが、当然、庁内検討委員会の進め方につきましても綿密に連携する必要があると思っております。

ただし、総合計画の方はコンサルタント事業者が決定いたしました。都市計画マスタープランにつきましては、先ほど担当の方が御説明したとおり、秋に向けて事業者の方を決定してまいりたいと考えておまして、事業者の方からもいろいろな提案があると思っておりますので、そういったことも踏まえながら都市計画マスタープランと総合計画の調整を図ってまいりたいと考えております。

ただ、何でも一緒にすればいいということではなく、住み分けはしっかりやる必要があるかなと考えておりますので、しっかり議論してまいりたいと考えております。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

何だか、分かったようで分からないので。結局、総合計画は、もう委託した業者は決まって、そうするとその業者と今度プロポーザルで決める業者というのは、業者同士でね、同じ業者がやるわけでは基本ないだろうと思うので、その業者同士でも何か調整しなくてはいけない部分が出て来るのかなというふうに思いますけれども。そういうことも含めて、そのプロポーザルをどういう視点で、いわゆる企画提案をどういう視点で読み解いて、こちらはそれを評価するのかということにもつながると思いますけれども。そもそも、多分、総合計画の側では、余りその都市計画マスタープランとの連携という部分を、それではその業者の側が、プロポーザルのときに何か具体的に出しているものがあつたのかどうかというのも知りたいですけれども、多分そんな大したものはないですよ、きっと。何か聞いていますか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

確か、議会でもその仕様書か何か、提出されていたと思っておりますが、都市計画マスタープランとの

連携につきましては、しっかり書いてあった認識でおります。私どもの方も、そちらについては仕様書の方に書き込んで、調整できるような形にして、当然、選定の際の提案も重要になってくると思います。

○須永会長

よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

○田辺委員

今年度、つまり、都市計画マスタープランの策定自体は、この都市計画審議会が担いますよと。都市計画審議会を担うに当たって、臨時委員を募集しますよと。10月頃募集して、それ以降始まるということでもいいのですね。そうすると、いつからというのは、具体的に2回を想定しているわけけれども、今年度中は、その10月に募集した後、2回、都市計画審議会はほかにもあるかもしれないですけれども、この都市計画マスタープランが絡む議論は2回やると。大体、いつ頃ですか。想定しているのは、これ、アンケートも絡めて、アンケートはいつ頃で、都市計画審議会の都市計画マスタープラン絡みの議論はいつ頃ということなのですか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今回お示した資料の中で、今後の予定については、現時点ではと書いております。一番下の御説明で申したとおり、計画の支援業者の方から行程であるとか市民参画の在り方であるとか、様々な提案がなされると思います。事業者が決定するのが、恐らく10月頃になると思いますので、都市計画審議会を開催するのがそれ以降になりますので、1回目の都市計画マスタープランの御審議の方を臨時委員の皆さまにも参画いただき頃から始めたいと考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

それで、このプロポーザルの選定委員ですけれども、この中には都市計画審議委員、少なくとも会長なり、そういう者が入ることができるのかできないのか、法的に可能なのかも含めてですけれども、できるならば、そういう第三者として、むしろ市の職員だけではなくて、第三者的な人間がいた方がいいのではないのかなと思いますけれども、そういうことも含めてね。せつかくプロポーザルをやるんだったら、是非そうしていただきたいと思いますけど。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

プロポーザルの選定につきましては、これは、例えば都市計画マスタープランだけそういった形にするというのは、基本的に難しいのかなと思っております。市の方の統一的な見解が必要だと思っております。

いずれにいたしましても、どういった事業者から応募があるというのが、絶対漏れてはいけない大事な部分になりますので、例えば大学の先生ですと、いろいろなお知り合いのコンサルタントもいらっしゃったりもすると思いますので、まずは、庁内の関係各課の部長なり課長なりが選定するという方が、一番よろしいのではないかなと現時点では考えております。

○須永会長

お願いします。

○田辺委員

それでは、少なくともプロポーザルに当たって、こういう視点でチェックをしていただきたいということぐらいは、こちら側から出せる時間とか機会をいただきたいと。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

都市計画マスタープランの公募に当たっての仕様書等につきましては、都市計画審議会にお示ししてという話になりますと、そもそも、11月に開催をするということも非常に難しくなりますので、できれば、須永会長の方にもチェックを頂いて御意見等を頂きながら、予定どおり10月くらいに事業者を決めるような形で進めていきたいなというふうに考えております。

もし、現時点で市がプロポーザルをやるに当たって、こういう視点を入れてくれとか、そういったお話が頂ければ、そういったものを加味して仕様書を作成して、会長の方に御確認いただいて作業の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

○田辺委員

いつまでというデッドラインを決めてください。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

それでは、8月中に市の方が仕様書を作成するに当たっての、こういったことを重視してもらいたい点だとか、その辺を8月中にいただければ、そういったものを参考に修正したいと思います。

○須永会長

よろしいでしょうか。

駒牧委員、お願いいたします。

○駒牧委員

すみません、一つ確認ですけれども、令和5年度の市民意識調査のアンケートが、「(青少年、中学生)」というふうになっていますが、これは具体的にどういうふうにやっていくのか教えてください。

○須永会長

村岡主任、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

先ほど申しあげましたとおり、総合計画との連携を考えておきまして、総合計画の方では、18歳以上の無作為抽出した市民3,000人と、13歳以上18歳未満の青少年1,000人を対象として、それぞれ調査票をお送りして御回答を頂くという方式をとらせていただきたいと思います。

○須永会長

駒牧委員。

○駒牧委員

時期がいつになるか。

○須永会長

村岡主任、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

総合計画の仕様書上ですと、令和5年10月頃となっているのですが、少しスケジュールがずれているということを聞いていますので、11月頃になるかもしれません。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほかに、御意見。

田原委員、お願いいたします。

○田原委員

すみません。公募の方とかも、是非、御意見を頂ければと思って、私ばかりで申し訳ないのですが、ちょっと大ボケをかましてしまったら申し訳ないのですが、この臨時委員の5地区から出しますよということで、それ以外にも委員、臨時委員なのですかね。何か、福祉関係の代表とか自治会の代表だとかいろいろな、それをちょっと忘れちゃったので、トータルで何人くらいなのかとい

うのをもう1回ちょっと確認をお願いしたいなと思います。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

では、濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

臨時委員としては、公募市民として5地域の市民の方、それから社会福祉団体の代表者、以前、社会福祉協議会の会長というお話をさせていただきましたが、こちらについては、関係者の方を選出できるように調整したいと思います。それから、まちづくり関係団体の代表者、もともと自治会連合会の会長というお話をさせていただいていますので、こちらもまず会長の方にお話をさせていただいて、代表者を選出していただければと思っております。

また、学識経験として、立地適正化計画の策定の際にも携わっていただきました、埼玉大学の小嶋准教授の方にお声掛けしたいと考えております。現行の14人の都市計画審議会の委員に8人追加いたしまして、22人の皆様に今後審議していただければと考えております。

臨時委員につきましては、何人までといったものはございませんので、必要であれば、今お示しした方たち以外にも御参加いただければと考えております。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いいたします。

○田原委員

ありがとうございます。

前回、福祉関係だとか、まちづくり関係で、代表者の選出の仕方、想定が全然悪いというふうに言うつもりはないのですが、よりいろいろな意見を出しやすいような方というのはあるではないかというふうな意見を言わせていただいて、そのような形で進めていただけるというふうな御答弁でしたので、有り難いなと思っています。

それ以外にも、まちづくりに関しても、未来のマスタープランのあれですので、次世代のというふうなことをちょっと意識した御検討をお願いできればなというふうに思います。

以上、要望だけです。

○須永会長

ありがとうございました。

ほかに、御意見ありますでしょうか。

よろしいですかね。

では、本件については、意見照会が委員の皆様にも8月中でということ、今、お願いがありましたので、そちらについては、意見の方を8月中に事務局の方までお寄せいただければと思います。

以上で、「報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」は終了いたしました。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○須永会長

続きまして、「報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」の御説明をお願いいたします。

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、「報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、経過報告をいたします。資料の1ページを御覧ください。

こちらが、今回御報告させていただく変更予定箇所の一覧でございます。今回の報告事項は、計5地区で、番号1、2、4、5の4地区は、現在、手続を進めております生産緑地地区の追加指定に関するもの、番号3の「第214号生産緑地地区」が、生産緑地地区内の行為通知による変更に関するものでございます。

ここで、資料に誤りがあるため、訂正をお願いいたします。

番号3の第214号生産緑地地区の変更後面積が、9,594.83平方メートルと記載されておりますが、こちらは、行為通知により一部削除であり、変更前の9,500平方メートルから94.83平方メートルの面積減少となるため、変更後の面積が9,594.83平方メートルではなく、正しくは9,405.17平方メートルです。

合わせて、変更後面積の合計が、2万2,139.03平方メートルではなく、2万2,039.37平方メートル。一番下の市内全体の表のヘクタールの面積が64.68ヘクタールではなく、64.66ヘクタールとなります。申し訳ございませんでした。

次に、2ページを御覧ください。

この2ページと3ページ、5ページ、6ページが、現在手続を進めている生産緑地地区の追加指定の概要でございます。赤色で塗り潰した区域が、新たに追加する部分でございます。

2ページの第17号生産緑地地区は95平方メートル。3ページの第195号生産緑地地区は、1,462平方メートル。5ページの第253号生産緑地地区は、949平方メートルを既存地区

へ追加し、6ページの第266号生産緑地地区は、1,445平方メートルの追加指定を行い、新たに区域を指定するものでございます。

次に、戻りまして4ページを御覧ください。

第214号生産緑地地区の概要でございます。こちら先ほどと同様、変更後面積の訂正をお願いいたします。こちらは、道路整備課で黄色に塗り潰した区域を買収し、今年度、歩道築造工事を行うことから、行為通知書が令和5年6月5日付けで提出されました。現在工事中で、今年度中に工事が完了する予定となっております。

以上で、「報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、経過報告を終わらせていただきます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

事務局から、ただいま御報告がありましたけれども、今後審議するに当たり、事前に聞いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。

委員の先生方、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

この4ページの、今、工事をやっているのかなと思いますけれども。民間の部分では、間に合わないで報告でということは仕方がないかなということで、今まで、都市計画審議会でも取りあえず報告で済ませていくというのはいいですけれども、この部分に関しては、道路、行政がやっている事業ですよ。それで、もう実際に事業が、いわゆる削除をまだ正式にはしていない段階で工事が始まっているという、これはやっぱりいただけないのではないのかなと思いますけれども、いかがですか。

急ぎたいのは山々だと、それはいいですけど、分かりますけど。

○須永会長

今の御質問に対し、事務局の方で御回答ございますか。

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

申し訳ありませんでした。

こちらの部分につきましては、行為通知という形の取扱いになりまして、生産緑地地区の区域内については、原則建築物の設置というのはできないのですが、生産緑地法の8条の2項に位置付けられているビニールハウスですとか、あと直売所などは、許可を受けた上で設置ができることとい

うふうになっております。

この今回のケースにつきましては、これは道路ということで、土地収用法第3条に位置付けられているものになりますので、許可は不要で事前に行為通知をするのみで設置ができるものという取扱いになっております。ですので、こちらの方は行為通知のみで完結するものということになっておりますので、買い取りの申出とは、また違う制度になります。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

生産緑地であったことは間違いなくて、それで削除を今回議案として出しているわけですね。そのこと自体は間違いはないですね。

○須永会長

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

今回は、議案という形ではなくて、御報告という形になっております。

以上です。

○須永会長

田辺委員。

○田辺委員

そうではなくて、報告する理由というのは、次に議案に出してくるからという、これはそういう、次回議案に出されるものではないのですか、ここは。

○事務局・大塚みどり公園課長

議案として、次回の都市計画審議会の方に諮らせていただきます。

○田辺委員

議案で出されて、ここで採決するというのをやるわけだから、行為通知だからいいんだとかと言われても、私はちょっと理解できないですよ、それは。やはり、議案で出されてここで決定するのであるならば、少なくとも行政がやる部分に関して、民間に関しては間に合わないとかということで今まで報告を先行してやりましょうということが、今この間の一応取り決めで、今、都市計画審議会では、取りあえずは報告をして、その次の段階で議案に出てくるという認識をしているので。ですから、報告の時点でもう既に工事が始まって、歩道整備が進んでいますというのが現状だ

と思うので、それはどうなのかなということを行っているのですよ。

○須永会長

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

今回、こちら市道20号線という場所になるんですけども、生産緑地の解除の申出があって、買取申出させていただいて、その中で我々、交渉をさせていただきました。そのタイミングで相手ともうまく、売りますよ、御協力いただけますということになりましたので、なかなかそのタイミングを逃すというのが難しいと。逃してしまうと、なかなかその後、もしかしたら交渉も難しくなってくると。ただ、そういう手続の話もございますので、用地交渉等、あとみどり公園課とのそういう手続とのそういった整合性というか、そういうものを図りつつ、交渉は今後も、別の今後の生産緑地地区なんかを気にしつつ、そこは進めていきたいと考えております。

以上です。

○田辺委員

よく聴き取れなかったのだけれど、今後も、今後は。

○事務局・深澤道路整備課長

今後は、今後も生産緑地等、同じようなケースがあった場合は、その辺は十分留意していきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ちょっと、すっきりしないところはあるかもしれませんね。

ほかに、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

今の、第214号の生産緑地地区に関しての写真に日付が入っていないというのは、そういう理由なんですね。要は、現況と違うから、もう変わっちゃっているから日付が入っていないと。ほかの写真は、全部日付が入っているんですけども。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

写真に日付が入っていないということだと思っんですけれども、こちら申し訳ありません、日付の方は、ちょっと載せ忘れていたものになります。申し訳ありませんでした。

○岡田委員

後付けでこうやって言うと、日付、備考の行為通知日と撮影日が違うのではないですか。行為通知日より、撮影日がもっと古いのではないですか。そういうふうに疑ってしまいます。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・伊藤

そういったことは、ございません。

○須永会長

撮影されたデジタルカメラなり、スマートフォンというのがあるかと思っますので、そちらの方で記録が残っていれば、それが証拠にはなるかと思っます。必要があれば、そちらをお示しいただければ十分かなというふうに思っます。

○田辺委員

7. 21に撮っているのは、当然、歩道が整備されたものが…。

○委員

写真が違っという…。

○須永会長

事務局から、何か御説明ございませか。

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

こちらの資料の写真なんですけれども、新しいものを撮り直しまして、差し替えたものを資料として改めて送付させていただきます。申し訳ありませんでした。

○須永会長

岡田委員、今の御回答でよろしいですか。

では、写真については改めて撮影をして、その日付もしっかり明記した上で共有をいただければと思っます。

では、よろしいですか。

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。

また、ちょっと余計なことを聴くかもしれませんが、歩道の御協力をいただけるということで、本当に地権者の方には有り難く思っております。写真も話題がありましたけれども、市民の利益になることですので歓迎をしているところなのですが。

第214号の生産緑地地区は、幾つか点々として、一体のものとして指定されていると思うのですが、ちょっと地図が古くて、今、大きいマンションがもう建っているものがあると思うのですが、この同じ多分、第214号の生産緑地地区の中で計画道路というんですかね、新しいマンションができて道路を通す予定があったと思うんです。この地図を見ると、第214号にも多分重なってくるのかなと思うんですけど、そこら辺の話題というのは出ないんですかね。是非、そちらも積極的に進めていただけるようにというので、当時の議論のときをお願いをした経緯があるのですが、進捗状況を教えていただくと有り難いなと思います。

○須永会長

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

今、田原委員がおっしゃっていただいた道路というのは、恐らく、地区施設道路の地区…道路の、市道747号線になるのかなというふうに認識しております。

そこにつきましては、おっしゃっていただいたようにマンション部分の前まで買収、開発が進んでやっていると。今年度、残りの2地権者がいらっしゃるのですが、マンションから下の道まで下ったところ、2地権者の方がいらっしゃるんですけども、片方の地権者の方とは契約に至っている状況です。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。

是非、進めていただきたいのと、地図はなるべく直近の。更新してないのであれば申し訳ないのですが、そういったものを使っていただくとありがたいなと思います。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ほか、御意見、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で「報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は終了したいと思います。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第3号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について

○須永会長

続きまして、「報告事項第3号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」の説明をお願いいたします。

野島主査、お願いします。

○事務局・野島まちづくり推進課区画整理係主査

では、報告事項第3号の説明をさせていただきます。

報告事項第3号の資料1ページ目を御覧ください。

国道254号和光富士見バイパスにつきましては、バイパスの第1期整備区間の供用が令和2年に開始されまして、先ほど議案第2号の方でもお話が出ましたが、第2期整備区間の一部につきましても、先月、7月29日に供用が開始されました。第2期整備区間の本市の部分についても、現在予備設計を行っておりまして、今後、事業、整備の方が進んでいくと見込まれております。

道路の整備後の無秩序な土地利用を防ぎ、適正な土地利用を誘導するため、現在、沿道の活性化の方法について検討を始めているところでございます。

バイパスの沿道には、貴重な市の所有地である内間木公園と旧憩いの湯跡地があることから、内間木公園の拡張整備につきましては、基本構想まで策定する予定となっております。沿道の活性化に向けた検討と合わせまして、「内間木公園拡張整備等検討委員会」「内間木公園拡張整備等庁内検討委員会」の中で検討の方を進めております。

内間木公園拡張整備等基本構想の策定につきましては、次の報告事項第4号で御報告いたします。

検討期間につきましては、令和4年度、令和5年度の2年間を予定しておりまして、沿道の活性化については、都市計画によるルール作りの案を作成する予定でございます。

検討の内容としましては、令和4年度第2回検討委員会では、開発許可制度、土地区画整理事業地区計画制度などの沿道活性化に向けた手法や事例の紹介を行いました。その後、令和4年11月から12月にかけて、内間木地域の現状や、内間木公園拡張整備も含めたアンケート調査を実施しまして、令和4年第3回検討委員会では、アンケート調査の概要・分析を行うとともに、アンケート調査の結果を基にした沿道利用の方向性について提示をいたしました。令和5年第1回検討

委員会では、沿道活性化の方向性の検討や地区ごとの細やかなルールを定められることなどから、整備手法として地区計画制度の提示を行いました。

残り3回の委員会を予定しておりますので、引き続き都市計画によるルール作り案の作成に向けて検討を進めてまいります。

ページをめくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。

こちらでは、今までの検討内容の方をまとめております。

ページ左上の上段では、上位関連計画についてまとめております。例えば都市計画マスタープランでは、「周辺の自然と調和のとれたまちづくりゾーン」として、地域の活性化に資する土地利用を検討するなどとしております。

そちらの右側の方では、内間木地域の現況整理、アンケート調査結果をまとめております。

アンケート調査の結果としましては、内間木地域に行く目的としまして、「道路を通過するのみ」が最も多く、続いて「散歩・ジョギング・サイクリング」となっておりまして、通過交通が主な目的となっている。「自然環境の豊かさ」と「地域の歴史・文化・芸術の拠点」についての満足度が高いという結果になっております。

その更に右側では、254バイパス沿道の現況整理、アンケート調整結果をまとめております。

アンケート調査の結果としましては、沿道に求める機能としまして、「市内の住民が主に利用する商業機能」が最も多く、次いで「日常生活サービス機能」等も多くの需要がある。沿道の土地利用をする上での配慮事項として、「安全で快適に通行できる歩行空間」が最も多く、続いて「地域防災力の向上」、「緑の連続性や周辺の緑の拠点」が多いという結果になっております。

ページの中段では、現況やアンケート調査、アンケート結果を基に沿道活性化の手法を考えていくためのキーワードを抽出しております。

キーワードは、「自然・防災」、「利便性・活性化・安全な歩行空間」となっています。これらを基に、現在の検討委員会での検討内容については、「内間木地域の防災・減災・緑の保全と、国道254号バイパス沿道の土地活用による利便性向上・地域活性化の両立を図るため、都市計画によるルールづくりが必要」「特に、利便性向上・地域活性化に向けて、内間木地域の立地条件、今後の254号バイパス整備を見据えると、市内外から人が訪れる交流拠点として目的地となるような魅力的拠点整備が必要であり、内間木公園及び旧憩いの湯跡地はその適地となりうる」という方向性で検討の方を進めているところでございます。

報告は、以上となります。

○須永会長

御報告ありがとうございました。

ただいま事務局から御報告がありました。この場で聞いておきたいことなどがあれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

内間木のもともとの開発の話は、昔、武蔵野線の北朝霞駅の後に武蔵野線の駅も作るという話も含めて、あるいは、荒川の土手をスーパー堤防化するとか、いろんな話がかつてありましたけれども。結局、今ここに下に出ている254号バイパス整備を見据えて「市内外から人が訪れる交流拠点として目的地となるような魅力的拠点整備が必要」といったときの拠点というのは、あくまでも内間木公園、旧憩いの湯、その土地以外に何か具体的に今挙がっている所があるのか。

あとは、沿道といったときに、沿道の開発に関しての都市計画法上の、あるいは道路の法的な部分として、どこまで何が開発できるのか。富士見とかあちらの方に行くと、かなりいろんなことをやられているので、あれと同じようなイメージをこちらにまで引っ張ってくるのかどうかということにもなってしまうので、その点、今までの朝霞市では、内間木地域はやはり自然環境を守っていくという、それが一番メインであったかなというふうに思いますけれども、その点、何を一体したいのかというのが今一つ見えないのですが。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

かつては、内間木に駅ができるというような、URとかも関わっていたと思いますけれども、そういった話はなかなか、スーパー堤防も含めて頓挫したという中で、今やっぱり一番大きいのは、あの辺りは全域が浸水想定区域になっております。もちろんこれは外水、荒川が氾濫した場合のという浸水想定でありますけれども、まずそういったものを加味しなくては、大きな要件なのかなというふうに思います。

一方で、国道254号が第2期整備の志木市までは、既に浦和所沢バイパスから県道さいたま東村山線まで開通して、残るは志木市の一部と朝霞の区間と外環から先の和光区間となったときに、地元の方がやっぱり一番言ってらっしゃったのが、やっぱり用地を提供するだけで、朝霞は市街化調整区域で浸水想定区域だからといって、通過交通だけになるのは非常に嫌だというような意見が、上内間木町内会とか下内間木町内会にお伺いしたときに、いつも聞かれるのはそういった声でございます。

市といたしましても、地域の特性とかを踏まえまして、今田辺委員がおっしゃった自然環境とも両立するような形で国道254号の特性も生かしながら、地域の活性化、ましてや市全体の活性化

につながるような、都市計画のルール作りができないかというところで、沿道全体で考えているというようなところがございます。

あと、拠点整備につきましては、もともと市が持っている内間木公園と旧憩いの湯跡地を含めた拡張整備の検討に着手しておりますので、そこは一番大きな拠点の候補地になるかなと思っております。

あとは、やはりあずま南地区の土地区画整理事業が、今始まっております。そちらの北側に広がっております東地区の、昔で言いますと、B地区と言われたところにつきましては、小学校等もありますが比較的大きな土地が残っておりますので、実際にそういったところにつきましては、様々な形態の事業者から相談いただいている状況もございますので、拠点として使える場所については、比較的大きな土地というふうに思っております。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

あと、開発の関係ですが、市街化調整区域ですので、何でもかんでも建つというものではございません。立地基準というものがございまして、都市計画法上は、14項目の立地基準のどれかに該当しないと本来であれば建築物は建てられない。主なものなんですけども、その開発区域周辺の方が日常的に使うような、分かりやすいのはコンビニエンスストアの小規模なものとか、あとは、農家の方の御家族の方がその土地しか建てられる場所がないので、農家分家というような住宅。住宅でしたら、そのようなものしか原則的には建てることはできません。あとは、コンビニエンスストアであっても、ちょっと大規模なドライブイン的なもの。そういったものも建つことができます。

そういった14個ある項目の中で、いろんなものが逆に言えば建ってしまうような地域ですので、そういったところで今、事務局からお話のあったようなルール作りが必要だろうというところに今至っております。

それと道路付けなのですが、敷地面積が1,000平方メートルですかね。ちょっと大規模なものになりますと、接続先の道路は6メートル以上ないと、原則的には、9メートルとか12メートルとか広いのですが、幹線道路から一定の距離であれば、幹線道路というのは県道とかそういったものです。そういったものから一定の距離以内であれば、6メートルでも許可されます。

ただ、新盛橋の県道から、もう第1期整備が終わっている所の側道が、朝霞市道になっているのですが、その幅員が5メートルしかないのです、あの辺というのは、そういったコンビニエンスストアもないような状況です。今後、第2期整備区間につきましては、そういった道路の、今は副道ということで考えておりますが、そういった副道の幅員、副道というのは、国道254号の本線と副道合わせて国道の幅員になりますので、一方通行の副道ができれば、幅員が5メートルでも国道

幅員で見ますので、そういった技術基準が適用される。そういったものも含めましてルール作りに生かしていければというふうに、今考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今、検討しているものというのは、今のような話まで含めた、かなり全域的な何か枠組みなり、ルール作りを一つは試みているのか、その点ちょっと確認したいのですが。今年度中に、そこまで行くのかね。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

基本的には、先ほど御説明したとおり、浸水想定区域でございますので、この区域を全部市街化区域に編入するとか、そういうのはまず基本的に、そもそも、住居を誘導するということができませんので、住居を誘導するための市街化区域への編入というのは、まずあり得ないのかなと思っております。

ただし、一方で市街化区域に隣接するあずま南土地区画整理事業地に隣接する土地なんかは、埼玉県も工業系であればというようなことをよくおっしゃっていますので、そういったことは、区域区分の変更というのも決してあり得なくはないというような状況だと思っています。

その他の沿道の部分につきましては、そういった面からやはり市街化区域に編入というのは、基本的に難しいと思っておりますので、地区計画等を定めて、先ほど村沢次長が説明した、14ある立地基準の一つとして地区計画を整備するというのは、一つの策なのかなというふうには思っております。

ただ、地区計画につきましては、やはり地元の皆様の発意であるとか、そういったより詳細な内容が決まってくませんとか計画自体が作れませんので、市といたしますと、例えば地区計画等を定める際の共通ルールのもの、例えば守らなくてはいけないもの、自然であるとか環境であるとか、こういったことに配慮するという共通ルールのものをまず定めていきたいというふうには考えていて、あとは、地元発意型であるとか行政主導型みたいな形で、地区計画というのはいずれか2通りしか、おそらく考えられませんので、そういったことについて、詳細まで今回決めるということまで考えていなくて、共通ルールのものを定めるという形で、今年から来年に何とか形にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

では

以上で、「報告事項第3号 国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討について」は終了いたします。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について

○須永会長

続きまして、「報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について」の説明をお願いいたします。

松下課長補佐、お願いします。

○事務局・松下みどり公園課長補佐

それでは、「報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について」、御報告いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

現在、市では埼玉県が進めております国道254号バイパスの第2期整備に合わせ、バイパス予定地に近接する旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の拡張整備を進めるため、令和4年4月から朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を設置し、令和4年度から令和5年度の2年間で基本構想を策定すべく、準備を進めております。

左上の地図を御覧ください。

こちら、内間木公園と旧憩いの湯跡地の市内における位置関係をお示ししております。武蔵野線が北朝霞駅から右上に向けて通っており、新河岸川を渡った右側は、赤色で示した箇所が内間木公園と旧憩いの湯跡地になります。下の拡大した地図は、内間木公園、旧憩いの湯跡地、そして現在整備が進められている国道254号バイパスの位置関係を示しております。

有効的な土地活用や地域活性化の拠点として、また、こちらの地域は災害ハザード区域に指定されておりますので、地域の防災力向上に向けた検討を進め、旧憩いの湯跡地と内間木公園を一体の都市公園とし、基本的な考え方などを構想として取りまとめたいと考えております。

進捗状況としましては、令和4年度に内間木公園拡張整備等検討委員会を3回、令和5年度に1回、開催を終えたところでございます。

検討に際しまして、都市公園の魅力と利便性の向上を図るための便益施設などの整備、また、その整備に当たっては、市の財政だけでは難しいところがありますので、PARK-PFIなど民間の活力による施設の整備、維持管理や運営等の手法について留意し、検討を行ってまいります。

続いて、2枚目を御覧ください。

拡張整備におけるコンセプトでございますが、国道254号バイパス整備による沿道の活性化、内間木公園及びその周辺の現状や市民アンケート調査の結果等を踏まえ、コンセプトを「市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園」と設定しました。

続いて、3枚目を御覧ください。

コンセプトの実現に向けて、四つのサブコンセプト（案）、「1 スポーツ」「2 憩い・自然・遊び」「3 防災・減災」「4 広域交流」を設定し、それぞれ求められる機能から想定される施設の整備について、今後検討してまいります。

続きまして、4枚目を御覧ください。

本事業における全体図でございます。緑色の部分、こちらが、内間木公園において既存の機能を原則残す範囲としておりますが、改善提案を行うことは妨げないものとしております。続いて、青い部分が、旧憩いの湯跡地など拡張整備を行う範囲となっております。そして、オレンジ色の点線で囲まれた部分が、本事業における検討範囲でございます。

今後につきましては、引き続き基本構想素案、ゾーニング図の検討のほか、住民説明会や、パブリックコメント、地元の意見聴取を行い、基本構想の策定を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告ありましたが。

はい、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

資料の4ページを御覧ください。

区域を赤の波線で示しているのですが、内間木公園と旧憩いの湯跡地の、要は国道254号バイパス側については、道路を挟んで反対側に駐車場もあります。また、今後例えば交差点とか整備されますと、内間木公園へのアクセス状況も変わってまいりますので、今後、駐車場とか道路も整備

の区域に含まれていく予定も考えられますので、その辺についてはお含みおきをいただければと思います。

以上です。

○須永会長

事務局の方から御報告ございましたが、この場で聞いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。

須田委員、お願いします。

○須田委員

正に、今、お話があった駐車場部分。ちょうど内間木公園は、利用されると分かるのですが、駐車場が少ないんですね。当然、ソフトボール場、テニスコート、弓道場、これを一気に市民の方が使いますと、たちまち駐車場が足りなくなる。新しく何かの施設ができれば、それ以上に足りなくなるんですね。これはもう、目に見えているんです。ですから、今言った部分の駐車場の整備というのは、非常に大きいのかなと感じています。

昔、まだ憩いの湯が使える頃は、奥まで駐車場として使えたのですが、今、半分使えなくなっていますので、駐車台数も限られていますので、新しくまた公園整備した場合に、より多くの方に来てもらうのはいいのですが、車もとめられないのでは何の意味もないので、その辺を少ししっかりとやっていただきたいと思いますので、これは意見とさせていただきます。

○須永会長

では、御意見として承りたいと思います。

ほか、御意見、御質問ございますか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今の1ページ目ですが、バイパスのイメージ図があって、左側下にクリーンセンターがありますけれども、クリーンセンターの方から入ると、道路は、このバイパスとの交差というのは、バイパスはこれから少し沈んでいくのかなと、道路としては、と思いますけれども、そうするとその少し上を架けるんですか、橋を。それとも、平面交差なんですか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今、予備設計の段階で、交差点が付くか付かないかについては、市と埼玉県の関係だけではなく

て、埼玉県警察、公安委員会との協議も必要ですので、必ず交差点が付くということは、お話は申し上げられませんが、基本的には平面交差を考えております。

○須永会長

よろしいですか。

田辺委員。

○田辺委員

この直後に武蔵野線のちょっと下をくぐるということになると、少し掘り下げるわけですよね。だから、もうこの時点で、この道路がある辺りから少しずつ下がっていくような感じの構造になるのではないかなと思うのですが、そこら辺は、どちらにしても平面交差で行くのが今の想定だということなんですか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

現時点では、平面交差ということで埼玉県の方も捉えているという認識でございます。

○須永会長

ほかに、御意見、御質問ございますか。

よろしいですかね。

田辺委員、もう一つお願いします。

○田辺委員

これは、武蔵野線の沿道ということで、今、ピンク色に塗ってあるところの左側の駐車場の部分も入りますという話はいいのですが、それ以外の土地を、買収なり借りるなりということに関しての議論というのは、全くないのかどうか。もう少し拡張しましょうという議論があるのかないのか、その点はどうですか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

庁内検討委員会で、そういったお話については出てきておりません。ただ、今後、民間の活力を活用して公園整備というお話が出ておりますので、そういった中でこういった提案が出て来るかはわかりませんが、どちらにしろ、市の方で用地を拡張して全体面積を広げていくという議論については、今、一切出ていないという状況でございます。

○須永会長

田辺委員。

○田辺委員

最後、意見だけにしておきますけど。大きな開発というか、この道路をやって、今後、大きな開発がこの周辺でも出てくる可能性があるということを考えたときには、行政として、ある程度水をためるような場所も含めて、その土地をちゃんと確保していくということは、やはり考えておかないとまずいのでは。もう少し、いわゆる志木寄りの方の土地も含めてですけれども。

なるべく自然を残そうということであったときには、やはり、行政がある程度、土地をしっかりと確保して自然を残していくという考えも含めて、あった方がいいのではないかと思いますけれども。その点だけ、意見として申し上げておきたい。

○須永会長

ありがとうございます。

御意見として、承りたいと思います。

ほか、御質問ございますか。

よろしいですかね。

では、以上で「報告事項第4号 内間木公園拡張整備等基本構想の策定について」は終了いたします。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第5号 朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について

○須永会長

続きまして、「報告事項第5号 朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について」の御説明をお願いいたします。

金井係長、お願いします。

○事務局・金井まちづくり推進課交通政策係長

それでは、説明をさせていただきます。

朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策につきまして、まず、お手元の資料の先頭のページを1枚めくっていただいて、要望書を御覧ください。

こちらの要望書が、今回、御説明させていただく交通安全対策をするに当たって、きっかけになった書類でございます。こちらについては、昨年11月に地元自治会商店会の四つの団体の会長の方から朝霞市長宛てに提出をいただいた要望書になっております。

こちらの要望書に先立ちまして、昨年8月26日、27日に、あさかエリアデザイン会議主催

により、朝霞駅の駅前通りを考えるワークショップというのを開催いたしまして、その中で、駅前通りの中心とした交通安全対策について、参加の皆様から多くの意見を頂きました。その中で、駅前通りだけでなく、周辺の道路を一体にして交通安全対策を進めてほしいというような御意見がございました。その後、各団体の皆様の方で持ち帰っていただきまして、それぞれの団体に合意形成を図っていただきまして、結果として四つの団体から連名で要望書をいただいたものでございます。

具体的な対策のエリアにつきまして、次のページを御覧ください。

こちらの南口のエリアにつきまして、代表的な路線のところに色を塗ってございます。真ん中にあるオレンジ色が駅前通りでございますが、それを周辺に南北に広がる形で、エリアとして描かれております。こちらについては、現時点において想定している主なエリアという形になりますが、今後、具体的なエリアにつきましては、議論の中で正式に決定の方をしていく予定でございます。

すみません、1枚目の方にお戻りください。

こちらの要望書で頂いた内容としましては、2点ございます。

1点目が、「駅前通りにおける一方通行規制と無電柱化の実施」。2点目が、「駅前通り及び周辺道路におけるゾーン30プラスなどの面的な交通安全対策の実施及び歩行者等に配慮した道路環境整備」となっております。

市では、この要望書の提出を受けまして、この内容を実現するために、まずこの基本構想策定という形をとるために、2か年予算の方を確保しまして、今年度と来年度の2か年で、基本構想の策定に向けて動いているところでございます。実現に当たりましては、本市においては、これまでの実績において、生活道路における先進的な交通安全対策として、東弁財地区において取組の実績がございますので、そちらの経験を生かしまして、東弁財地区と同様に地元の自治会の方、商店会や、市、県などの関係行政機関、また、埼玉大学などの学識経験者などによる協議会を立ち上げ、ワークショップなどで意見を頂きながら交通安全対策の内容を決定し、基本構想として取りまとめていく予定でございます。

具体的なスケジュールとして、3枚目を御覧ください。

先ほど申し上げたとおり、計画策定の期間は2か年を想定してございます。その中で、協議会を4回、ワークショップを2回実施して、基本構想を策定する予定です。

こちらのスケジュールにありますとおり、左上の辺りですね、第1回協議会というのは、先月に実施をさせていただいたところでございます。今回は、今年の秋にワークショップの開催を予定しているところです。このワークショップにつきましては、どなたでも参加できる形式となっておりますので、御都合が合う方は参加いただければ幸いです。

また、要望書にあった無電柱化の部分につきましては、今年度、埼玉県の方で、駅前通りの無電柱化の予備設計の方、予算を確保いただきまして、現在その予備設計が実施されている状況でございます。

今後におきまして、このスケジュールに基づきまして、皆様の御協力をいただきながら、基本構想策定に向けて取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、聞いておきたいことなどがあれば、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

聴き漏らしたかもしれませんけれども。

基本構想を策定しなければいけない理由ということで、以前、この一方通行化は頓挫した経緯があって、一般的に一方通行を掛けるに当たって、沿道の住民から全員の賛成というものが必要だというのが、今までの私なんかの認識ですけれども、それが、そうでもないですよということは最近聴こえてきていますけれども、その代わりとして何かこういうものが必要だということなのか、そのことも併せてちょっとその背景なり、今後、必要なものをそろえなければいけないのか、反対の声に対してはどう配慮なり、それがあってもできるものなのか、その点を確認します。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

警察の方から、基本構想の策定が、例えば一方通行化をするときに必須なのかということ、そういったものではなくて、まず、沿線の全員からの合意、いわゆるいいですよというものが、原則になると思います。ただし、駅前通りにつきましては、事前に埼玉県の警察に確認したところ、この四つの団体の全体の合意形成を頂ければ、警察としては問題ないと意見を頂いております。したがって、基本構想の策定が一方通行化に必須というものではないととっていただいて結構でございます。

ただし、いずれにいたしましても、交通規制を活用するとか、あとは何らかのデバイスを置いたりだとか幅員をちょっと狭めたりするということについては、やはり、その沿道で暮らしている、

生活している方と、通勤で使う方とかそれぞれの考え方が違っていたり、同じ町内会であっても、これまでワークショップをやったときにも、これはいいねという方もいらっしゃいますし、例えば道路を美装化する場合なんかですけど、普通のアスファルト舗装にしていまいますと、車が走りやすいんですけども、例えば石畳みたいにすると、浦和の方に行くときよくありますけれども、見た感じ、車は徐行して走るようなイメージになって、速度抑制にはすごい効果になるのですが、うるさくてしょうがないと。そういうようなお話を言われる方も、ワークショップの中で多々おられました。

こういった中で、協議会を立ち上げて、地元の方に多く参画していただきませんと、結局、交通安全対策はできないというふうに、モデル的に実施した東弁財の方で考えましたので、まずそういった枠組みを活用させていただいて、市、関係行政機関だけではなくて、地元の参画の下、決定されたものだよという基本構想を作りたいという思いで、今回予算の方をとらせていただいたものがございます。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほかに、御質問ございますか。

田原委員、お願いします。

○田原委員

一方通行の規制だけでなく、周辺の道路も一体的に考えて安全対策をしていくというふうな考え方のフェーズかなと思うのですが、この市道1号線が、やっぱりなかなか道路が広がらなくて、非常に多くの声を頂いています。本当であれば、用地の提供をいただいて歩道を作っていくというふうな感じでできればいいんですけども、なかなかこれが進まない。これは、どういう原因があって進まないのかを今一度御指導いただきたいなと思って。中には、建て直して道路ぎりぎりまで作って、あれはもう、多分金輪際、無理じゃないのかなと思うような状況も見取れるものから、どういうふうな問題があって進まないのかというのを、ちょっともう1回教えていただきたいなと思います。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず、市道1号線につきましては、朝霞市の道路整備基本計画におきまして、歩道の拡幅路線になっております。こちらにつきましては、市全体の優先順位1位に位置付けられておりますので、

市といたしますと、買収の優先順位については、疑うことなく1位に挙げていて、そういう買収をする機会があれば、すべからく用地交渉を行っているところでございます。

ただ、いかんせんこの本町地区につきましては、皆さん御存じだと思うのですが、かなり住宅が密集している地域になっておりまして、拡幅計画に沿って用地を提供するという形になりますと、家そのものの存在が基本的に難しいという中でなかなか御協力をいただけない、御協力いただけないという言い方が正しいかどうかは分かりませんが、なかなか計画どおりの買収が進んでいないというのが実態でございます。

性質といたしまして、都市計画道路と違いまして都市計画決定しておりませんので、例えば協力いただけない方に土地収用してまでも用地を取得しているかという、そういったことではなく、あくまで任意の計画として、地権者の御協力の下、これまで朝霞の道路につきましては、都市計画道路以外は整備してまいりましたので、100%整備の方が進んでいないというような状況でございます。

今回も、ワークショップの中でも多くそのような意見を頂きまして、計画自体は、安全対策として歩道を整備するというのは、一義的にそこを揺るぎないものとして考えておりますが、どうしても時間がやはり掛かりますので、その間、今ある現状の中でどういった安全対策を進めていくというのが、今回考える内容の中ではそちらが重点的なものになってくると思います。

歩道の拡幅については、道路整備計画に基づいて粛々と進めていくと。ただし、どうしても時間が掛かりますので、現在の状況の中で、できる安全対策について地元の方と検討していくということが、今回のワークショップのところでお話をいただきたいところでございます。

以上です。

○須永会長

田原委員。

○田原委員

ありがとうございます。これは、財産権に関わることで非常に難しいなと思うのですが、今の説明ですと、粛々と進めようがきつくないのだろうと思うんですね。どこかで何かを決断しないといけないなというふうに思うのですが、もし、それが無理だったら、全体として考えるのであれば、一方通行をここだけではなくてみたい、そういうふうな議論というのはどうなのかなと思うのですが、それについていかがですか。

○須永会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そういった話も既にされていきました。駅前通りを中心に、右回りだと左回りといらっしゃったのですが、やはり多かったのは、1号線は一方通行にしては困るという意見もかなりありました。

こちらについては、やはり皆さんの合意形成が得られれば、1号線について一方通行が絶対できないのかということ、私はそんなことはないと思っておりますが、ただ、それが市と警察だけでできるかということというものではなくて、やっぱり沿道にお住いの方であるとか、交通事業者の方々の御意見も頂きながら、皆さんがそれで良いんじゃないですかということであればできると思うのです。市としましては交通シミュレーションとか交通量調査をやってみて、こういう状況になりますよという説明をした上で、住民の皆様の合意形成が得られれば、決して一方通行化ができないというものではないというふうに考えておまして、実際に委員のおっしゃった意見をワークショップの中でもかなりの方がおっしゃっておられました。

以上です。

○須永会長

田原委員。

○田原委員

ありがとうございます。要望だけというか意見だけにしますけれども。やっぱり1号線なので、一方通行はというのはよく分かるのですが、前のお亡くなりになりました鈴木会長も、1号線なんだからというところで、ここを何とかしないと、というのは、ずっとおっしゃっていたことだと思うので、非常にやっぱり大きな課題として、ずっと皆さん同じ共通認識だと思いますから、何とかしてですね、ここを前進していけるように、みんなで知恵を絞っていききたいなというふうに思います。意見だけで終わります。

○須永会長

どうもありがとうございました。

ほか、御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

では、以上で「報告事項第5号 朝霞駅南口周辺地区道路交通安全対策について」は終了いたします。

◎4 その他（報告事項）報告事項第6号 官民連携まちなか再生推進事業について

○須永会長

続きまして、「報告事項第6号 官民連携まちなか再生推進事業について」の説明をお願いいたします。

西村主査、お願いします。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

現在、本市では、まちなかウォークアブル推進の一環として、朝霞駅周辺と北朝霞駅周辺の2か所で官民連携まちなか再生推進事業を進めており、この度は、北朝霞・朝霞台駅周辺エリアにおいて令和4年度に取り組んだ主な内容を報告させていただきたいと思います。お時間の都合で、細かい内容は割愛しながら説明させていただきますので、御了承ください。

それでは、資料1ページを御覧ください。

「1 事業目的」は、改めてとなりますが、公共空間を活用したウォークアブル推進を軸として、立ち寄って滞在したくなるような魅力的なまちを目指すものとなっております。

「2 事業対象エリア」は、現時点での暫定ですが、図の赤枠で囲った黄色い範囲で、駅からの徒歩圏を基準に、地域の景観資源である黒目川の中心地区を加えたものとしております。今後、官民で協議の上で拡大するなど検討してまいります。

次に、2ページを御覧ください。

「3 実施内容」の(3)、令和4年度事業実施フローの実績をお示ししております。令和4年度は、エリアプラットフォームの構築と未来ビジョンの策定に着手いたしました。

4月から11月にかけて、市の方で支援業務の委託事業者選定を行った後、エリアプラットフォームの構築の方は、12月に民間のメンバーの方々にヒアリングを行いながら、スケジュールや事業の進め方などを共有して、組織の仮構築を進めました。

未来ビジョンの策定の方は、12月から公共空間の活用に関するトークイベントや実証実験イベント、まちあるき、ワークショップを開催し、3月にそれらの結果を共有する会議を開催したところです。

次に、3ページ。

「4 実施状況」としまして、ここでは取り組んだ内容を個別に記載させていただいております。「(1) エリアプラットフォームの構築」、現在のメンバーは表のとおりとなっております。これまで、北朝霞・朝霞台地区のまちづくりや地域振興に関わりのあった方々や、地元企業の方々を中心に声を掛けし、暫定的な組織として活動しております。

今後は、ワークショップや実証実験イベント等を通じて、意欲のある民間プレイヤーを柔軟に発掘していくなど、少しずつ体制作りを進めていければと考えております。

次に4ページを御覧ください。

この北朝霞の事業では、市民参画を進める試みとして「北朝霞・朝霞台デザインラボ」という公式LINEを去年12月から立ち上げており、エリアのまちづくりに興味がある人がワークショップ

プ等に参加しやすくなること等を目的として活用しております。本日時点の友達登録者数は197人となっております。

その下の「ウ エリアプラットフォーム検討会議」は、すみません、資料の日付が間違っておりますが、今年の令和5年3月に第1回目を開催いたしました。ここでは、5ページの上段に一部お示したような御意見を頂いており、官民連携事業として今後このような視点を丁寧に反映しながら事業を進めてまいります。

次に「(2) 未来ビジョン等の策定」につきましては、昨年度は、北朝霞・朝霞台のまちをもっとわくわくする場所にするための取組である、北朝霞・朝霞台デザインラボの企画開催を通して、未来ビジョン策定のためのエリアの現状分析や北朝霞駅西口ロータリーの広場化の構想検討を行いました。

このラボにつきましては、計4回開催しており、6ページから9ページにかけてそれらの開催概要をお示ししております。それぞれ、6ページの「V o 1. 1」が、「まちの新しい可能性を引き出すための公共空間活用について学ぶ勉強会」、7ページの「V o 1. 2」が、「黒目川での滞在を楽しむ河川空間活用イベント」、8ページの「V o 1. 3」が、「北朝霞・朝霞台の公共空間を見つけるフィールドワーク」、9ページの「V o 1. 4」が、「未来の駅前広場を妄想してみよう！」と題しまして、できるだけ市民の方々にまちづくりや公共空間活用の可能性について、自分ごととして考えていただくことを狙いとして開催いたしました。

「V o 1. 3」と「V o 1. 4」につきましては、当日には無料保育サービスも用意し、子育て世代の方など多くの方に御参加いただきました。

これらのワークショップ等の結果につきましては、今後行う未来ビジョンの策定や北朝霞駅西口ロータリーの広場化改修の検討に反映していくとともに、これからも、このような地域のアイデアや御意見、要望をできるだけ取り入れる機会を増やしながら進めてまいりたいと考えております。

最後の10ページの「5 今後の予定」としましては、エリアの未来ビジョン（β版）の策定を令和7年3月を目指して進めていくほか、エリアプラットフォームの正式な構築と、北朝霞駅西口ロータリーの広場化検討などを主に行ってまいります。

また、北朝霞駅西口ロータリーの広場化の検討に関連して、実証実験イベントを今年10月に予定しております。今回の実験では、新しい広場になることを多くの人に知っていただき、地域や駅利用者の皆さんの期待値を上げることを目的として開催をいたします。

報告事項第6号の説明は、以上です。

○須永会長

御報告ありがとうございました。

ただいま事務局から御報告がありましたが、この場で聞いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員お願いします。

○田辺委員

どこかで言ったかもしれませんが、東洋大学と本田技研の関係というのは、全然参加していないのでしょうか。せっかく一番この駅で利用する若者と、あとは、そういう企業でも大手の企業で、やっぱりまちづくりにも関わっていただくということに関して、何か努力をしてきたのか、可能性としてどうなのかお伺いします。

○須永会長

西村主査、お願いします。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

東洋大学につきましては、未来ビジョンの策定に関しまして、北朝霞エリアでの理想的な暮らしをビジョンに盛り込むことを検討しておりまして、そのためのインタビューの候補先としては、検討しているところです。

また、本田技研につきましては、現時点で特に何か連携を検討していることはないのですが、今後、そのような可能性も特に捨てずに進めていければと考えております。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほかに、御質問ございますか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

広場化に向けた実験というのがありますが、広場になるのは面白いなとは思いますが、現在でもロータリーなので、車寄せとか送り迎えとかで使われているとかとは思いますが、広場化された場合には、交通の利用という面では、何か今の状況に変わる代替案みたいなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず、北朝霞駅西口ロータリーにつきましては、交通事業者が入っていませんので、そういった面では、広場化の検討はしやすいのかなと思っています。

ただし、今回の実証実験をやるのも、やっぱりその辺の一方通行化したりとか、広場化した場合の車の動き方であるとか、ほかの二つの広場への影響であるとか、そういったものも大きな視点の一つとなっておりますので、今後実施する交通量調査等も踏まえながら、その辺については、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○大橋委員

分かりました。ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

田原委員、お願いします。

○田原委員

西口ロータリー、今の質問に関連してなんですけども、第3、本当はデッキ化とかですね、いろんなことをこれまでもいろいろ提案したりしてきたのですが、なかなか難しいというふうなことを考えて、僕も先輩とかもいろいろ話をしながらですね、この公園化というのは一つあるのではないかなというのは考えていたのですが。ここではなくて、こっち側だろうと。こっち側こそ、こういうふうなことをやった方がいいのではないかな。今のその交通事業者のことも含めてですけども、市の見解をちょっとお伺いしたいなと思います。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

二つの広場につきましては、やはり東武鉄道の、今回議会の方でも市民の方にも情報を発信しておりますが、長年の懸案だったエレベーターが道路工作物として協議が整って、秋以降工事に着手するということです。基本的には、防火区域に指定しておりますので、現在の駅舎機能がそれに即していない、既存不適格の状態ということを踏まえ、東武鉄道からは全体的改修というのも視野にいれていると伺っております。

駅舎の全体改修が実現いたしますと、当然、今の南北通路の位置であるとか、その辺も恐らく今の位置とは当然動くという形になります。そうしますと、必然と駅前の広場の改修であるとか、利便性の向上であるとかそういったものの必要性については、市も十分認識しております。駅舎の改修を待たずに、現時点で着手しますとその時点でもう1回やらなくてはいけないという部分がありますので、基本的には東武の方で早くその辺の方を進めていただいて、市と連携しながら駅前広場も含めて、地域の交通の結節点機能の向上や、今委員が言われた視点も含めて、駅舎改修に併せて

検討してまいりたいと思います。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。では、意見だけですけれども、よく飲みに行く話をしていいのかあれですけれども、赤羽駅の川口側というんですか、あの辺がすごく、この場所がああなったらいいなと思うようなまちの形がありまして、大きなバスとかタクシーとかが入れない形になって、一帯が広場なんですよね。そこで、本当にこういうところの広場になると人がもちろん通るじゃないですか。でも、今の場所というのは、人の動線というのは朝志ヶ丘方面ぐらいの形かなと。こういうふうな動きを作っていくというのは、一つ意味があるのかもしれないのですが、もっといい形の方法が幾らでもあるのではないかな、絵が描けるのではないかなと思いますので、東武鉄道の動きも見ながらですね、また意見交換をさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

ほか、御質問ございますか。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員

「北朝霞・朝霞台デザインラボ」公式LINEの運用についてなんですけれど、こちら、多分駅の利用者数から考えるともっと登録、こちらの情報を必要としてらっしゃる方の数はもっといらっしゃると思うのですが、こちらのLINEが存在しているという告知の方ですけれど、どのような報告を行っていらっしゃいますでしょうか。

○須永会長

西村主査、お願いします。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

こちらの公式LINEの周知の方は、市のホームページと市の都市建設部のInstagramの方で行っております。

○須永会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

ありがとうございます。

現状、ホームページとチラシ類とのことなのですが、今度、実証実験されるのであれば、このような形の、現実のイベントとしてこういうLINEがありますよという告知の方をもっと強く広めていけるのではないかと思います。すみません、こちら意見となります。

以上でございます。

○須永会長

大変良い御意見だと思いますので、そのような形でお進めいただければと思います。

ほかに、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

では、以上で「報告事項第6号 官民連携まちなか再生事業について」は、終了したいと思います。

司会の不手際で、ちょっと時間が遅くなっておりまして申し訳ありません。

あと二つございます。

◎4 その他（報告事項）報告事項第7号 ウォーカブル施策の推進について

○須永会長

「報告事項第7号 ウォーカブル施策の推進について」の御説明をお願いいたします。

米満主事、お願いします。

○事務局・米満まちづくり推進課都市計画係主事

ウォーカブルな取組について御報告させていただきます。

令和3年度から実施しておりますウォーカブル施策を推進する取組の一環として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを実現するためのスポットや、休憩施設の設置などがございます。これまでに13か所のベンチ等を設置いたしました。今回は、赤色に色付けしております、昨年度末に設置した二つのベンチについて御説明いたします。

資料2ページ目は、サークルベンチでございます。

令和5年3月に、市道8号線に設置いたしました。市道8号線は、朝霞市道路整備基本計画に基づき、幅員12メートルの拡幅計画のある路線で、昨年度、本町2丁目地内において施行した市道8号線道路改良工事では、歩道設置及び交差点改良を実施いたしました。

また、併せて、サークルベンチとグリーンインフラである雨庭を設置するなど、公共空間を活用したウォーカブル施策を推進しています。

今年度は、宮戸2丁目地内において市道2399号線道路改良工事を施工中で、雨庭やスツールなどの設置を予定しております。

3ページ目は、黒目川遊歩道ベンチでございます。

令和5年3月に黒目川東林橋付近のベンチ6基をリニューアルしました。黒目川遊歩道ベンチは、朝霞市景観づくり団体である株式会社リゾンより、景観づくり活動の一環として、景観づくり重点地区である黒目川沿川エリア（東林橋付近）に設置されているベンチ6基をリニューアルしていただきました。桜並木の下でゆっくりと黒目川を眺めることができ、幅広い世代が憩える場所です。

今年度につきましても、引き続き、歩きたくなるまちなかを目指して、まちなかのベンチの設置について、民間にも御協力いただきながら、随時進めていきたいと考えております。

続きまして、「ほこみち」について、道路整備課、根古谷から御説明いたします。

○事務局・根古谷道路整備課道路管理係主任

それでは、「ウォークブル推進に向けたほこみちの指定について」、御説明いたします。

お手元の資料4ページ目を御覧ください。

今後の取組方針について、シンボルロードにおきましては、道路占用に関するコロナ特例の活用などを契機に、アサカストリートテラスをはじめ、イベントやキッチンカーの出店も増えてきましたが、コロナ占用特例も令和5年3月に終了したことから、これに代わり、今後もより一層のシンボルロードの利用を推進するため、歩行者利便増進道路、通称「ほこみち」の指定を検討しているものでございます。

シンボルロードの歩行者利便増進道路、通称「ほこみち」の指定についてですが、「ほこみち制度の概要」でございますが、令和2年の道路法改正により創設された制度でございます。道路管理者が指定の告示を行うことにより、食事施設、休憩施設等のにぎわい施設を道路占用により設置可能となるほか、占用者の公募により占用期間が20年に延長となるなど、道路空間の活用がしやすくなる制度で、今年度中には指定をしたいと考えております。

シンボルロードにつきましても、「ほこみち指定」により、食事施設や休憩施設等の日常的な設置がより一層しやすくなるほか、占用者の公募により、民間のまちづくりへの参画者、出展者の発掘が可能となる等の効果があるものと考えております。

なお、後ろのページには、国土交通省の「ほこみち」に関するチラシを添付してございますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から御報告がありましたが、本件につきまして聞いておきたいことなどがあれば
お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、以上で「報告事項第7号 ウォークアブル政策の推進について」、終了いたしました。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第8号 朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）及び朝霞市空家等対策計画
（案）の策定について

○須永会長

続きまして、「報告事項第8号 朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）及び朝霞市空家等対
策計画（案）の策定について」の説明をお願いいたします。

村沢次長、お願いします。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

それでは、報告事項第8号の御説明をさせていただきます。

1点目は、朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）の策定についてでございます。

資料1を御覧ください。

令和2年6月に、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されまして、国が策定し
た基本的な方針を基に、地方公共団体がマンション管理適正化推進計画を作成することで、管理組
合が作成したマンション管理計画を認定するなどして、マンションの適正な管理を積極的に推進し
ていくための環境が整備されました。

本市におきましても、建設後、相当の期間が経過したマンションの増加が今後一層見込まれてい
ることや、令和5年4月1日から管理計画認定制度を活用し、大規模修繕工事等を行ったマンショ
ンの一部に、長寿命化促進税制が適用されるようになったこと、さらに、国土交通省から策定の働
き掛けがあったことなどを踏まえまして、マンション管理を適正に施策として総合的かつ効果的に
実施するため、管理組合などにおけるマンションの適正な管理及び良好な居住環境の確保を図るこ
とを目的としまして、朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定に向け、業務を進めておりま
す。

今後の予定といたしましては、管理組合等を対象としたヒアリングや、今年2月に実施しており
ますアンケート調査結果を踏まえまして、庁内で協議を行い、計画案を作成した上で、10月から
11月頃にパブリックコメントを実施し、来年2月を目途に計画の策定及び認定制度の運用を開始

する予定で考えております。

続きまして、2点目の朝霞市空家等対策計画の策定について御説明いたします。

令和元年度に実施いたしました朝霞市空家等実態調査では、朝霞市にある空き家の数は535件、現地調査で最も状態が悪いと判断されたD判定の空き家は、27件あるとの結果となり、令和5年7月現在、13件がまだ改善に至っておりません。

これまで、空き家等改善のための対策をまいりましたが、主に所有者が不明の空き家や未接道、道路に接していないような空き家の問題解消が困難であるという状況がございます。

資料2を御覧ください。ページでいいますと一番最後のページになります。

令和5年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空家に至る前の段階の管理不全空家、いわゆる放置すれば倒壊する危険があるなど、放置することが不適切である状態であると認められる空き家に対する指導や勧告の措置、あと、固定資産税の住宅用地特例の解除など、空き家の発生抑制や空き家の除却に関する政策が取り入れられました。

空家実態調査によるD判定の空き家や、管理不全な空き家をなくすことを目標に、管理不全な空き家にならない、管理不全な空き家を作らないための空き家対策を計画的に進めるため、朝霞市空家等対策計画の策定に向け、業務を進めております。

今後の予定といたしましては、庁内で協議を行い、11月から12月頃にパブリックコメントを実施した上で、来年度当初を目途に計画を公表する予定で考えております。

いずれの計画も、法令上作成することができる、「できる規定」になっておりますが、今御説明した内容により、今年度策定を進めてまいります。

これらの計画につきましては、庁内の協議につきまして、現在既にごございます朝霞市空家等適正管理に関する庁内連絡会を活用するとともに、今後、策定状況につきましては、ホームページ等において公開していきたいと考えております。

以上で、報告を終わりにいたします。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、この場で聞いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、以上で「報告事項第8号 朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）及び朝霞市空家等対策計画（案）の策定について」は終了いたしました。

◎5 閉会

○須永会長

本日の内容は、以上となります。

最後に、事務局から連絡事項等がございますか。

特にないようですので、本日の議事は全て済みしました。

進行を事務局の方にお返しします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

長丁場になりましたが、皆様ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。